

平成 29 年度高知市公害対策審議会（第 1 回）議事録（要旨）

日 時	平成 30 年 2 月 19 日(月) 14:08～15:54
場 所	高知市南別館 701 号室
出席委員	藤原 拓 長尾 達雄 山崎 慎一 松本 伸介 西森 やよい 島内 理恵 西村 澄子 杉本 雅敏 内田 洋子 水口 俊智  以上 委員 11 名中 10 名出席で過半数以上出席のため審議会が成立する。
欠席委員	萩野 達也
事務局	山本 部長 山本 課長 野田 課長補佐 小原 主任 岩崎 主任 石飛 技査 森澤 技師
委嘱式	岡崎市長より委嘱書を各委員に交付する。
開会	藤原 拓委員が委員の互選により、会長に就任する。会長が長尾 達雄委員を指名し、副会長に就任する。 藤原 拓会長が議長となり、開会を宣言する。
議題	議題1 高知市公害防止条例施行規則 別表1 資料① 高知市公害防止条例施行規則別表1 新旧対照表 資料② 高知市公害防止条例施行規則別表1 新旧対照表のうち抜粋 資料③ 改正事項注釈  議題2 高知市公害防止条例施行規則 別表4 資料④ 高知市公害防止条例施行規則別表4の1, 2新旧対照表 議題1及び2 当日配布 説明用資料
審議事項	議題1 高知市公害防止条例施行規則別表1 日本標準産業分類改訂に伴う変更 議題2 高知市公害防止条例施行規則別表4 水質汚濁防止法及び排水基準を定める省令の基準値改正に伴う変更

## 質疑応答まとめ

### < 議題1 >

#### < 審議委員 >

高知市公害防止条例において網羅的に工場等を規制するために、日本標準産業分類の小分類を参考に対象業種を決めており、今回、日本標準産業分類が平成 25 年度に改訂されたのでそれに合わせる。ただし、例外として新しい分類表はコンビニエンスストアが追加になっているが、改訂前は対象業種として規定していないため、高知市の苦情の状況、他の自治体では対象になっていないという理由で高知市は対象にはしないということか。

#### < 事務局 >

はい。

#### < 審議委員 >

日本標準産業分類の改訂について、直近が平成25年だが、どの程度の頻度で改訂されているのか。また、変更の予定がいつ頃あるか、その時の見直しはどのように考えているのか。

#### < 事務局 >

日本標準産業分類は定期的な変更はなく、概ね5年という間隔であるが、社会事情によって変わる。見直しについては、今回日本標準産業分類の番号が変更になった時に自動的に変更にならないように平成25年10月の改訂版に準拠することを追加したので、別途変更する際には審議会を開催する。

#### < 審議委員 >

今回除外するというコンビニについてどんどん増加しているが、近年の苦情状況はどうか。

#### < 事務局 >

以前は夜間にもものすごい人が集まり、夜間の騒音苦情というのがかなり多かった。

また、24時間営業なので電灯による光によるものがあったが、現在ではそのような話は聞かない。

< 審議委員 >

私のところでは、一番規制の厳しいところだが、苦情は聞かない。企業努力を相当していることだろう。

< 審議委員 >

最近、油やいろいろなものを販売するようになってきたので店舗の広さも最近は1棟あたりが広がってきた。水質の苦情や排水はどうなのか。

< 審議局 >

コンビニの市条例対象の可能性のあるものは、騒音、振動及び水質となるのだが、コンビニの排水が50m<sup>3</sup>/日を超えることがないので、よほど大きなコンビニでないと水質の規制がかからない。騒音、振動は、室外機の圧縮機が0.75kw以上の冷暖房機があれば対象となる。新聞で負荷量の高い排水を流して浄化槽をだめにしたという話を見たことがあり、浄化槽の状況が非常に悪いという話がある。

< 審議委員 >

50m<sup>3</sup>/日以上のところを対象となるので、そこまで排水を出しているコンビニがないとのことだが、全体として網をかけておいて水質に関しては50m<sup>3</sup>/日で仕切りをかけるという考えもある。

< 審議委員 >

コンビニ除外の話だが、除外要件としては苦情に対してある程度企業努力はしている、実例が過去何年もない及び他の自治体でもあまり例がない。以上3点だが、日本標準産業分類に網羅されている業種全部について検討しないでしょうか。

< 事務局 >

今回の1番の理由としては各自治体の規制状況を見ると同時に、改訂前の別表1の業種にコンビニがな

かったということである。

< 審議委員 >

改訂前の日本標準産業分類は、コンビニという業種で明記せず、その他の飲食料品小売業のうち、料理品小売業及び豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売)としており、その時は条例の規制対象ではなかったと思う。同じような業種はないのか。

< 事務局 >

日本標準産業分類とは別に事業所の床面積が50m<sup>2</sup>を超えるものが規制対象となるが、コンビニは微妙な大きさである。店舗数は多いのに対象、非対象が不公平である。一度調査しないと規制対象にするのは難しい。

< 審議委員 >

他の業種でも大、中及び小がある、除外する理由としてもう少し理由付けがいるのではないか。また、他の自治体がどのような理由で対象外としてしているのか。

< 事務局 >

東京都の条例では、全般的に静穏の保持とかあるが、一般的には対象事業所として規制をかけている条例は見たことがない。

< 審議委員 >

日本標準産業分類にコンビニ(飲食品を中心とするものに限る)が今回加わったのはやはり社会が変化したことによるものだと思う。今、小売がどんどんかわって、医薬品、惣菜及び弁当を含めコンビニで扱うようになってきた。だから実態にあわせて規制されるべき対象が変わっていると解釈することも可能であり、日本標準産業分類に合わせるのもよいのではないか。

<会長>

旧日本標準産業分類で考えたときと同等の規制をするという主眼にたてば、事務局の原案となる。一方で、日本標準産業分類に対応した形の規制をすることに主眼を置けば、何故コンビニだけ除くのかということになる。いずれにしても、他の自治体等のデータ等で委員全員を納得させる資料が必要と思う。

本日のところは、例外のコンビニエンスストアの関する部分は継続審議とし、それ以外の日本産業分類産業分類の改訂に伴う高知市公害防止条例施行規則別表1の変更に関しては原案通りでよいか。

<会長>

全員賛成なので、例外のコンビニエンスストアに関する部分は継続審議とする。

<審議委員>

データとしてコンビニの届出数、排水量について準備をお願いする。

<審議委員>

コンビニを対象外とする場合には、その他の業種に関して幅広く準備をお願いする。

## <議題2>

<審議委員>

基本的には、国の定める水質汚濁防止法の改正を受けて、高知市の規則も変更するということか。

<事務局>

はい。

<審議委員>

環境省の告示日が随分昔のものがあるが、環境省が変更すれば、本来なら改正しておくべきではないか。

<事務局>

その都度審議会を開き, 変更していく。

<審議委員>

但し書きのところで, 高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第35条号)別表中1浦戸湾水域(2及び5に掲げるものを除く。)及び仁淀川水域(5に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び5浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表のところは、「A及びB及びC」となっているが、「A, B及びC」と並べるべきだ。また, 括弧などを持ちいて, 書き方を変更した方がわかりやすいのではないか。

<事務局>

「A, B 及びC」に修正する。書き方については検討する。

<会長>

基本的には国の法律の改正に伴い対応した変更なので, 大きな方針としては了解した。但し書きの修正および書き方に関しては具体的な修正文を作成して委員全員で確認するという事によろしいか。

<会長>

全員賛成ということで, 但し書きの修正および書き方に関しては継続審議とする。

会長	副会長
藤原	長尾